

議事日程(第3号)

平成30年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第29号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第35号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第36号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第37号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第10 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第12 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第13 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第14 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第1号)

日程第 1 8	議案第 4 9 号	平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 0	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 1		委員会の閉会中の継続調査について
日程第 2 2		議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
日程第 2	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
日程第 3	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
日程第 4	議案第 3 2 号	須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 5	議案第 3 3 号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 6	議案第 3 4 号	福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
日程第 7	議案第 3 5 号	福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
日程第 8	議案第 3 6 号	福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
日程第 9	議案第 3 7 号	福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
日程第 1 0	議案第 3 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
日程第 1 1	議案第 3 9 号	福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
日程第 1 2	議案第 4 0 号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
日程第 1 3	議案第 4 1 号	須恵町地域防災施設設置条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美

上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聡士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

これより議案の付議に入りますが、議案第34号から議案第40号までの7議案は、それぞれ関連議案でありますので、各委員長の報告を一括で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告を一括で行うことに決定しました。

次にお諮りします。お手元に別紙、議案第50号の議案書を配付させていただいております。本定例会中に、須恵第三小学校外壁・防水等工事の仮契約が行われており、工期の関係から、本日、工事請負契約の締結について、日程を追加し委員会審査を行い、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、本日採決することに決定しました。

日程第1. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、29年度補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,384万8,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

歳入では、1款町税は景気の上向きなどにより、見込み以上の収入があったため、町民税で7,300万円の増額、固定資産税で5,000万円の増額です。

町たばこ税は、決算見込みにより1,633万7,000円の減額です。

2款地方贈与税から10款交通安全対策特別交付金までは交付決定額に合わせてそれぞれ減額及び増額の補正で、主なものは6款地方消費税交付金2,626万5,000円の増額、9款地方交付税818万3,000円の増額ですが、地方交付税は前年度より5,300万円ほど少なくなっています。

14款県支出金は、保育所等整備事業費県補助金3,383万4,000円の減額です。認定こども園明道館を幼保一元化型から保育所型に変更したためです。

15款財産収入は、4件の町有地、大字須恵462番地43の21.21平方メートル、112万9,000円、大字上須恵字高宮880番1、26.31平方メートル、17万4,398円、大字上須恵字高宮880番2、55.48平方メートル、54万7,825円、大字上須恵字小鳥越1096番5、2,926.47平方メートル、1,770万円の不動産売り払い収入と木材の売り払い収入2,240万2,000円の補正です。

16款寄附金は、株式会社PMT様より小中学校5校の図書購入にと、50万円の篤志寄附金です。

17款繰入金では、1款町税の増額及び歳出の特別会計の繰出金の減額により、財政調整基金繰入金を1億9,500万円減額しております。財政調整基金繰入金は、土地の買い戻して270万円ほどありますが、財政不足による繰り入れはありませんでした。

歳出は、2款1項総務管理費では、歳入で報告した4カ所の町有地の不動産売り払い収入分の1,955万1,000円を財政調整基金へ積み立てております。

3款1項社会福祉費は国民健康保険特別会計の繰出金の減額3,852万1,000円、2項児童福祉費は保育所等整備事業費補助金を歳入と同額減額しております。

8款5項下水道費は、公共下水道事業会計特別会計繰出金710万円の減額です。

3月末までの決算見込みは繰越明許費に係る一般財源を含んで、歳入が約88億4,100万円、歳出が85億200万円となり、繰越金は3億3,900万円と見込まれています。

質疑として、歳入の13款国庫支出金において、個人番号カード交付における利用者数、暗証番号ロック時の対応などの現状について、14款県支出金において、保育所等整備事業費県補助金の減額について、歳出の3款民生費において、国民健康保険繰出金の減額についての質疑がありました。

討論では、国保税が高い、引き下げのために繰出金の処理に問題があるとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案29号須恵町一般会計補正予算の反対討論をいたします。

30年1月末で、国保税が高いため、平成12年からの滞納額が2億5,000万円以上あります。29年度当初予算では、県の国保保険軽減分7,792万円計上をされております。しか

し3,852万1,000円の減額が補正として上がっております。私の試算としては、減額せず9月決算に向けて取り組んで、この3,852万1,000円減額なければ、1人当たり7,000円程度の国保税の減額になるのではないかなというふうに思っております。本町の国保納税者は3,701世帯、その75%、3分の2が200万円以下の低所得者であります。税の徴収強化をするのではなく、また不納欠損処理をするのではなく、払える国保税にするため繰り入れをし、国保税を減額すべきであるということによって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ちょっととめとめて。どこの部分、款とか項でどの部分がどうのこうのいうことで反対討論をしてもらいたいんですが。わかりますか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

議案16ページ、3款1項28節。

○議長（三角 良人） どこね。

○議員（1番 児玉 求） 16ページ。3款1項28節、国保特別会計繰出金の3,852万1,000円の減額。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。

ほかに討論はありませんか。説明しちゃらないかんじゃないですか。もう一回、たんびたんび。ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成29年度補正予算書の19ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,009万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,400万円とするものです。

事項別明細書22、23ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税が一般被保険者保険税の滞納繰り越し分の決算見込みから370万円の増額補正。

3款国庫支出金1項国庫負担金806万6,000円、2項国庫補助金478万7,000円の減は、いずれも国からの確定通知によるものです。

4款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更交付決定通知により1,518万4,000円の減額、6款2項1目財政調整交付金は県からの確定通知により4,231万4,000円の減額です。

7款共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの交付決定通知により1,017万5,000円の増額です。

8款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより3,852万1,000円の減額となっています。その内訳は3節の国保会計の赤字を補填する一般会計繰入金が3,300万円の減額で、今年度は県の調整交付金の減などの影響です。4節給与費等繰入金が人件費等の決算見込みにより242万円の減額、5節出産育児一時金繰入金310万1,000円の減額です。ことしの該当者は34名でした。

10款1項1目一般被保険者延滞金が50万2,000円、3項1目一般被保険者第三者納付金440万円は、いずれも決算見込みによる増額補正です。

28、29ページをお開きください。歳出は全て減額の補正となっております。その主なものを申し上げます。

2款1項療養諸費7,636万円、31ページの2項高額療養費441万円、3項出産育児諸費465万2,000円は、いずれも決算見込みによる減額補正です。この2款保険給付費につきましては、被保険者の減により支出総額は減少していますが、1人当たりの医療費にいたしますと、高齢化等により増加している状況が続いています。

32、33ページです。8款1項特定健康診査等事業費292万円の減額は、特定健診等委託料の執行残による減額補正です。

9款1項償還金及び還付加算金は、次ページ記載になります。決算見込みによる83万円の減額です。

10款予備費は不用額101万3,000円の減額補正をしております。

質疑として、療養諸費の減額補正についての理由を求めるものがありました。これに対する回答は、国保の利用者が減っている、それは高齢化により国保から後期高齢に移行する人が多いなどの要因が考えられるとのことでした。

反対討論として、繰入金の減額には反対というものがありました。なお、この議論は、昨年の

定例会でも、またただいまの議案第29号でも取り上げていましたが、何ゆえ借りた金を返さなくてよいと言っているのかいまだにわからない。この後の討論をどうするのかは知りませんが、もしされるのであれば、特会への繰入金を一般会計に返さなくてもよいという、下水道は返しても国保は返さないという根拠となる法令規則を示した上で反対討論を願いたいものです。自分の思い込み一辺倒でのたればの主張ではなく、根拠を示さなければ討論の体をなさないと思います。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成29年度補正予算書の36ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億152万3,000円とする。

39ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款1項負担金、2款1項使用料は、決算見込みによる増額、5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による710万円の減額補正となっております。

41ページ、歳出でございますが、1款総務費は決算見込みによる減額で、2款下水道事業費も決算見込みによる不用額の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページです。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日等から施行されることに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めらるるものでございます。

次ページ、次のページでございます。5ページから19ページまでが改正文と附則で、20ページから56ページまでが新旧対照表となっております。

改正点の内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っております。主なものについては、新旧対照表で説明いたします。

初めに、住民税関連から、20ページから21ページですが、第24条では、個人の町民税の非課税の範囲、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げ、均等割を課すべき者について、前年の合計所得金額が31万5,000円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を超えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下の者に対しては、均等割を課さない。これは、働き方の多様化を踏まえ働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除を見直し、基礎控除に振りかえする対応であります。

その下、第34条の2、所得控除、基礎控除額に所得要件を創設する改正で、基礎控除について、前年の合計所得金額2,500万円超えで損失するものであります。

37ページをお願いします。附則、第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、所得割

非課税限度額について、10万円を加算した金額に引き上げるものです。

続いて、町たばこ税関連であります。

30ページ一番下から31ページで、第92条、製造たばこ。製造たばこの区分を新たに創設するもので、現在、加熱式たばこは地方税法上のパイプ式たばこに分類され、大変税負担が低くなっており、地方税法上、喫煙用の製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を創設するものであります。

その下、第94条、たばこ税の課税標準。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とする。平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するための規定の整備であります。

34ページをお願いします。第95条、たばこ税の税率。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

続いて、固定資産税関連で、37ページをお願いします。

附則、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例で38ページから39ページ、第25項の次に1項を加える改正、第26項、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間に、認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等償却資産に係る課税標準の特例措置、課税標準を3年間ゼロに軽減する特例措置。

附則、第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が全て申告。

42ページ、第12項、固定資産税の特別措置規定の追加新設、改修実演芸術公演施設に対する減額の適用を受けようとする者が全て申告、固定資産税額を平成32年3月31日までの2年間、3分の1に減額する特別措置であります。

13ページに戻っていただきまして、附則、第1条の施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の括弧に定める規定については、定める日から施行する。また附則、第2条では町民税に関する経過措置、14ページ、第3条では固定資産税に関する経過措置、15ページ以降については、段階ごとの町たばこ税に関する経過措置等を定めております。

質疑でございますが、固定資産税で償却資産の特定措置はどのようなものが該当するのかについて、町の計画策定に基づき中小企業において導入計画が申請され、国に認可された機械設備や細かいものではパソコンなどコンピュータ関連などの償却資産が該当する。特例率は3年間ゼロ%になっているが、町にとっては重要な基幹税になるため、厳しい面もある。県内ではほとんどの市町村が同様の軽減をとっているとのことであります。

税務課からの追加説明でございますけども、たばこ税の見直しについては、加熱式たばこ及び

3級品たばこの段階的な増税、3級品は平成31年10月1日から1本当たり5円69銭、加熱式たばこは平成30年10月に20円、平成31年10月に20円、平成33年10月に20円の、合計1箱当たり60円になります。1本当たりに換算すると3円上がります。そのうち町に入る税金は、1本当たり1円29銭となります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案の第32号ですが、質疑いたします。

9ページをちょっと見てください。下のほうですけれども、固定資産税、本附則第15条47項の該当設備なんです、下のところにありますよね、26のところが一番下ありますよね。さっき説明された固定資産税のことなんです、中小企業における生産性革命、AI等の先端技術の実現に向けた償却資産の特別措置でありまして、30年から33年に限定されて固定資産税を3年間ゼロとするということなんです、市町村が策定する導入促進基本計画に基づいて認定された業者、中小業者がおるわけですけど、当町では町内で何社が指定されておりますでしょうか。

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 委員長の報告での質問でございますけども、今回の32号につきましては一切そういう報告の質疑はしておりませんので、何やったら執行部のほうで説明をお願いします。

○議長（三角 良人） 地域振興課長、稲永課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） その件につきましては、本年に計画策定を行う予定でございます、申請されるのがまだ来ていないということです。ことしにまず税制法を先に行ってください、今から計画を立てるということでございます。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） これは、あの……。

○議長（三角 良人） 立ちなさい。

○議員（1番 児玉 求） 失礼しました。

その前に中小企業の固定資産税等に関して措置がされて、今年度からこれが廃止されて新しくこの固定資産税の3年間の補助というふうな形になっていると思うんですが、大体、私が申し上げたいのは、大体その該当される企業が大体何社ぐらいあるのかというのは……。

○議長（三角 良人） 今からのという話でしょう。何聞きようですか、あなたは答弁をちゃんと聞いていますか、人の答弁を。

○議員（1番 児玉 求） その前の前提として、中小企業の減税に関してはこの法律があるわけですけど、前もって予測といいますか、中小企業の先端技術を図るということで、優秀な企業をとということであるわけですけど、これはもう今までの町の見方としても大体どの業者が当たるというのはどうやって、把握はされておられないんですか。

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これ32号議案のとちょっとかけ離れていましたから、その段階の申告する、こっちがなくて策定して企業が申告するなっていますんで、これ今でこの場所で私の32号議案の説明の委員長報告の中でのあれと全く別でございますので、お願いいたします。

○議長（三角 良人） わかりました。ということです。児玉君、いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論いたします。

中小企業に対して十分な支援は当然必要なわけですが、この法案の措置は措置の対象になった企業には国から補助金とまた特別支援の面でも優先権が与えられて、地域経済を牽引するというふうなうたい文句はありますが、一部その認められた先端技術を認められた企業のみ支援を特化するという経済政策になっておるわけですよ。当町の中小企業全般、このAI技術の進歩の企業だけじゃなくて、中小企業全般に対象すべきだというふうに思いまして、これ反対討論いたします。

○議長（三角 良人） だから条例のどの部分に反対なんですか、この条例の。あなたの持論はわかりますけど、この条例のどこに反対でどうしたいんですか。

○議員（1番 児玉 求） その先端企業ですね、えっと……。

○議長（三角 良人） どこか書いてあります、そういうこと。先端企業にどうのこうのって。

○議員（1番 児玉 求） あるんですよ、だから……。

○議長（三角 良人） どこに書いてありますか。

○議員（1番 児玉 求） いや、この意味は、このもともとは地方の中小企業を育成するという形になっておるわけですが……。 （発言する声あり）

○議長（三角 良人） 何条のどこにそういうことが書いてあるかを言ってもらわんと。

○議員（1番 児玉 求） これは……。

○議長（三角 良人） ないでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） いや、ありますよ。この中身が、この15条の47、これは何を意味するかというと、中小企業のAI技術をした先端技術の企業に対しての補助ですね、それが限定されるわけですよ。だからその件に関してです。その特定の事業という文言ですね、それを……。

○議長（三角 良人） だから反対。

○議員（1番 児玉 求） そうです。

○議長（三角 良人） わかりました。ほかに討論はありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書57ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたことによります。

59ページ、新旧対照表をお開きください。

ここでは、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がなされています。第3条第2項、基礎課税額に係る課税限度額を改正前54万円から改正後58万円に引き上げます。この限度額の改正に伴い、235万円の増収と試算しています。

次の第25条第2号、3号の改正ですが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前27万円から改正後27万5,000円に引き上げます。

また、次ページの記載ですが、第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者に乗すべき金額を改正前49万円から改正後50万円に引き上げること

で低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。この制度改正による影響は、新たに10世帯が軽減の対象になり、調定額は55万円の減額とされています。

続きまして第27条の2、特例対象被保険者に係る申告です。第2項の1行目、「申告書を提出する場合には」の文言を、「申告書の提出に当たり」に改め、4行目の「書類」の文言の次に続いて「の提示を求められた場合にはこれら」の文言を加えるものです。これは、会社を退職し国民健康保険に加入する場合に、退職理由によっては保険税の軽減を受けるための申告書を提出するのですが、その際、これまでは確認のため必ず雇用保険受給資格者証を必要としていましたが、マイナンバーの情報連携でその確認の必要がなくなりました。よって、「提示を求められた場合」という表現に改めたものです。

58ページの附則、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項、改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までは従前の例によるものです。

質疑はありましたが、論旨不明瞭につき理解に苦しむところを委員全員で粘り強く問いかけ、話を聞きました。結局、制度そのものを抜本的に変えるべきとの発言でした。これは議会による当委員会付託の範囲を超えるものなので、質疑を却下しました。

以前から目に余るので一言させていただきます。委員長報告につき、ここでは誰と人物を特定しませんが、一委員のことです。当委員会の審査中に、議会からの付託を軽んずる発言をしたり、委員長の議事進行や制止に従わなかったり、同僚議員の忠告に声を荒げる、にらみつける、人の話を聞いていないので議論がかみ合わない。採決の際に立ち上がり、お茶をくみに行く。回答する執行部に対し「ああ」と言って威嚇する。それもそのときの回答者は女性職員でした。性別を殊さらにするわけではありませんが、到底ジェントルマンとはいえませんし、必要のない威嚇はパワハラに該当するのではないかと思えてならない。あまつさえ、常任委員会で質疑して非難されたことを、予算委員会でも繰り返すに至っては、一連の行為とあわせ当委員会を軽視して余りある行為と言わざるを得ません。繰り返しますが、これは余りにも目に余るので申し上げている次第です。

須恵町議会委員会条例第18条に、委員会において地方自治法会議規則またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、または発言を取り消させることができる。第2項、委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、または退場させることができるとの規定があります。今回も、また過去にも常任委員会審査中に再三警告をしてまいりましたが、なかなか聞き入れていただけない。今後も繰り返すことが予測されますので、次回からは、委員会の秩序と品位の保持のために、委員長は速やかに条例により与えられた権限を行使するとあらかじめお断りさせていた

できます。

報告に戻ります。

討論として、保険料値上げにつながる世帯が発生することから反対というものがありました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 今、委員長の発言がありました。前置きです。一部発言訂正していただきたいところがあります。後ほどお話しします。

議案33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論をいたします。

今回の課税限度額引き上げをするもので基礎限度額54万円が58万円、これは試算で235万円上がるという報告がありました。減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法の変更、5割軽減が5割、2割軽減の判定所得の算定方法で、7割は変わりません。5割軽減の場合、普通控除が33万円に27万円、社会保険料プラス同一世帯数ということが27万円から27万5,000円、2割軽減が基礎控除33万円プラス49万円が50万円というふうな形になっております。これは、見まして、この試算では55万円の減額になっておるんですね、55万円、はい。そうしまして29年度の当初の予算では、県の……。

○議長（三角 良人） ちょっと、児玉君。的確な質問にしちゃらん。（「討論です」の声あり）討論。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと最後まで聞いてください。

○議長（三角 良人） いや、最後までが長過ぎるのよ。わけわからんごと言ひよる。

○議員（1番 児玉 求） そんなことないですよ。

○議長（三角 良人） あなただけわかっとなじやないの。

○議員（1番 児玉 求） いや、もうちょっと聞いてもらえばわかりますから。（「全然伝わってない」「今まででわからんけん、わからんですよ」の声あり）何で。だからいいですか、皆さん。29年度の当初予算では……。

○議長（三角 良人） この条例についてどのようなことで反対するかを伝えてください。

○議員（1番 児玉 求） ですからこの前提が必要なんですよ、文言だけじゃなくて。前もって当初予算が、29年度当初予算……。

○議長（三角 良人） 条例の話ですよ、条例の。

○議員（1番 児玉 求） 条例の、だから、私が反対するのは……。

- 議長（三角 良人） もとい。議長が言っているんだから、あなたは。
- 議員（1番 児玉 求） いや、だから、議長。これはこの前提条件がなければ反対討論できないのですよ。
- 議長（三角 良人） 何で。この条例はどげなっていました、さっき言ったでしょう、あなたが。幾らが幾ら、幾らが幾らって。
- 議員（1番 児玉 求） はい。
- 議長（三角 良人） そいけん値下げでしょうもん、国保の。
- 議員（1番 児玉 求） だから条例で基礎控除の中では235万円、これはもう値上げになるわけですよ、試算として。この減額措置では55万円は減額になると、だからトータル的には値上げになってくるわけですよ。それが当初予算で県の保険税軽減分は7,790円は……。
- 議長（三角 良人） それはさっき聞きました。
- 議員（1番 児玉 求） 組んどるんですよ。組んどって、それはこれがやり方がおかしいということをお話ししているんです。
- 議長（三角 良人） 児玉君ね、条文の改正だからそれが何でいかんかとかいう説明して、皆さんを納得させるようなことが討論なんです。あなたの持論は何年からどうのこうの話じゃね、わけわからん。でしょう、皆さん。（「はい」の声あり）討論は討論としてちゃんとしてください。
- 議員（1番 児玉 求） だからこの数字がおかしいと。この数字が……。
- 議長（三角 良人） 数字じゃなくて、その数字どこへ出ていますの。
- 議員（1番 児玉 求） 出ているじゃないですか、今……。
- 議長（三角 良人） 出ていないでしょうもん、条例の中には。
- 議員（1番 児玉 求） 条例の中……。
- 議長（三角 良人） 条例はどうするかは今検討しているわけです。
- 議員（1番 児玉 求） いや、だから条例が……。
- 議長（三角 良人） あなた、私の言うことを聞かんなら、さっき何か誰か言っていましたが、発言停止とか退場させますよ。討論とか何かのあなたは議員必携をちゃんと読みようって言っていますけど、読んでないんじゃないですか。
- 議員（1番 児玉 求） 読んでいますよ。
- 議長（三角 良人） 読んでいるなら、そのような討論にしてください。
- 議員（1番 児玉 求） はい。再度言います。この一部改正の専決処分で課税限度額の引き上げを目指すものであるわけですね。先ほど申しました基礎課税額が54万円から58万円になると。あと減額措置についても基礎控除が33万円プラス27万円が、5,000円ですね、そ

うすると2割軽減の場合では33万円プラス49万円が50万円ということで、条例としては変わるわけですが、それはこの当初の本町の29年度の予算……。

○議長（三角 良人）そこは違うって言っているでしょう、何度も。この条例に対してこれだけ金額が上がった、それに対して何ぼ上げないかとかそういう話をするのが……。 （「違う、違う、だからそれに対して反対でいいですよ」の声あり）

○議員（1番 児玉 求）要は、先ほどの私ずっと話しておるわけですけど、国保のずっと滞納がずっと来ていると、それを処理していかにかいかと、払えんからなるわけですよ。だから本当に条例の数字を決めるのであれば、もうちょっとこの課税限度額にしても……。

○議長（三角 良人）どんなふうにしたらいいかを言ってください、それじゃ。

○議員（1番 児玉 求）上げないようにですね。

○議長（三角 良人）いや、どんなふうにしたらいいか、どの数字を出すか。

○議員（1番 児玉 求）上げなくていいんですよ、課税限度額は。

○議長（三角 良人）どんなにしたらいいんですか、そしたら。

○議員（1番 児玉 求）54万円なら54万円をもう上げなくて、そしてこの軽減ですよ、これも……。

○議長（三角 良人）軽減なっとるけいいでしょう。

○議員（1番 児玉 求）いやいや、だから軽減の額のお話をしているんですよ。

○議長（三角 良人）それを言いなさい言いようが。

○議員（1番 児玉 求）だから、この、去年のあれも、この条例改正、去年は30万円でしたね、下がったのが。これでは形をただやっただけだから、何かしましたということで……。

○議長（三角 良人）国が決めとる。

○議員（1番 児玉 求）いや、国が決めるんですけど、地方自治は地方の最後のやっぱりセーフティーネットになるわけですから、国保をやっぱり払えんで……。

○議長（三角 良人）とにかく長いって。どんなふうにしたらいいか、早く結論出してください。

○議員（1番 児玉 求）はい。これは、この27万5,000円、5,000円も上げています、5割軽減。2割軽減も49万円、50万円に今しておるわけですが、上げるべきではないと。

（「それだけでいいですよ」の声あり）（発言する声あり）

○議長（三角 良人）上げるべきでないから反対。わかりました。

ほかに討論は。

○議員（1番 児玉 求）いや、ちょっと皆さんの討論もお聞きしたいんですよ。

○議長（三角 良人）これで討論を終結します。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は承認です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定するこ

とに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 議案第34号

日程第7. 議案第35号

日程第8. 議案第36号

日程第9. 議案第37号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について、日程第7、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について、日程第11、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、日程第12、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを総務建設産業委員長、日程第8、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について、日程第9、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について、日程第10、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを文教厚生委員長に、それぞれ報告を求めます。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変

更に関する協議について、外議案第35号、議案第39号、議案第40号について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書61ページからでございます。

各議案、那珂川町の市制施行に伴い、それに関する事項について規約の一部変更をする必要があるため、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号、議案第35号は、条文中「那珂川町」を「那珂川市」に改正、議案第39号は、議員定数10人を9人に改正し、議員の選挙区の筑紫郡を削除、議案第40号は、組織に那珂川市を追加し、議案第39号と同様に議員定数を改正しております。

附則、各議案とも、この規約は平成30年10月1日から施行するものです。

以上、採決の結果、4議案、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての文教厚生委員会の審査を報告いたします。

各議案とも、那珂川町が市制施行により那珂川市となることに伴い、それに関する事項について、規約の一部を変更する必要があることから、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。それぞれ新旧対照表にて説明します。

議案書69ページをお開きください。議案第36号です。下線部、那珂川町を那珂川市へと改めます。

72ページをお開きください。議案第37号です。同様の改正です。

75ページをお開きください。議案第38号です。下線部、筑紫郡那珂川町を那珂川市へと改めるものです。

附則として、各議案とも、この規約は平成30年10月1日から施行する。

文教厚生委員会、3議案とも全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。ちょっと待って。起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

議案書は82ページでございます。

提案理由として、城山防災会館の設置に伴い、町内地域防災施設の設置及び管理を一本化し、大規模災害時の活動拠点として町民の安全安心を確保し、迅速な対応を図るとともに、さらなる住民のサービスの向上に資するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

次ページ、第1条で、地域ぐるみの防災体制及び災害時の地域の災害対策の拠点として防災施設を設置する旨を、第2条で、ことし3月に完成した城山区の公民館でもあります城山防災会館を含む4つの施設の名称及び位置を示しております。

第3条から84ページ第9条まで、施設の管理運営に関する内容を定めています。

附則で、第1項、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で須恵町西部地域防災センターの設置及び管理運営に関する条例は廃止するとしています。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。議案書85ページでございます。

提案理由として、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、町の必置の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更に伴うものです。87ページ、新旧対照表をお願いします。

別表、第1条、第3条関係でございます。委員名の改正前国民健康保険運営協議会委員を改正後須恵町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員にするものです。

86ページ、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

90ページ、新旧対照表をお開きください。第3条1項に、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の者を除くものとするとのただし書きを加え、同第5号に独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号の規定による学資、独立行政法人日本学生支援機構法附則第14条第2項により、なおその効力を有するものとされる同法附則第15条の規定に、廃止前の日本育英会法の文言を加えるものです。あわせて第9条の障害の字句を、改正後は平仮名まじりの「障がい」との字句に改めるものです。

89ページ、附則です。1、この条例は公布の日から施行し、平成30年3月30日から適用する。2、改正後の須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の規定は、平成30年度から平成31年度までの補助金に適用し、平成29年度までの補助金についてはなお従前の例による。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書 9 1 ページでございます。

主な改正点は、下水道への排除する汚水の水質基準の変更及び排除の規制等を行うものです。昨年 3 月ごろから多々良川浄化センターへ流入する下水から高濃度のリンが検出され、多量の投薬を行わないと放流水の水質を維持できない状況で、投薬には多額の費用がかかり、多々良川浄化センターの維持管理負担金に影響が出ます。このため、県と流域 6 町が協力調査し、水質悪化の原因をおおむね特定できたのですが、宇美町を除く 5 町の公共下水道条例では、リンを追加する項目がないため、本改正により水質基準にリンの項目を追加するとともに、ほかの項目についても下水道法及び下水道施行令に基づく基準の見直しを行うものでございます。

また、公共下水道の維持管理に支障を来すような下水を流している場合に、改善の指導や排水の規制を行う規定を追加するものです。

質疑でございますが、多々良川浄化センターにおいて、今まで多量のリンが発生したことはないのかの質疑に、これまで高濃度のリンが流入したことはなく、流入は断続的ではなく、ある一定の曜日、時間帯に集中して流れ込んでいる。平均して流入するのであれば処理できるが、一気に流入する場合、バクテリアによる生物処理では処理できないため、投薬による処理が必要。排出事業者は特定できたかの質疑に、特定できた。事業者は条例を把握しており、規制がないため排出したもので、悪意的なものではないとのことであります。また、罰則規定はないのかの質疑に、罰則規定はないが、リンの規定が条例になかったため、今回規制を厳しくし、下水道法及び施行令の規制にあわせて今回の改正とし、事業所の特定ができれば指導できるものとしているとのことあります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 4 4 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 4 4 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 4 4 号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7 . 議案第 4 8 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 7、議案第 4 8 号平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第

1号)を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○**予算審査特別委員長(今村 桂子)** 議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,651万9,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

歳入の主なものは18款繰越金で、前年度繰越金7,648万1,000円です。

歳出は、2款総務費1項総務管理費7,101万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費134万円の補正は、住民課窓口業務、学校事務等の民間への委託料及び移行するための臨時賃金約50人分です。

4款衛生費1項保健衛生費では、臨時雇い賃金及び自然食普及センターの備品購入314万7,000円の補正を、10款教育費は、図書購入として各小中学校10万円ずつと文化会館の外壁・防水改修工事設計業務委託料49万円を補正しております。

質疑として、歳出の2款総務費において、モデルプロジェクトの進捗状況、包括業務委託は住民サービス向上につながるのかとの質疑がありました。

討論として、反対討論では、包括業務委託に反対であり、役場の職員は全て正職員にさせるべきとの反対討論があり、賛成討論では、アウトソーシングによる業務委託は一般企業においても行っているところであり、業務の効率化、低コスト化を目指す中には必要な予算と考えるとの賛成討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○**議長(三角 良人)** 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○**議員(1番 児玉 求)** 議案48号平成30年度須恵町一般会計補正予算に対しまして、反対討論をいたします。

6ページを見ていただきまして、6ページの2款1項1目総務管理費一般管理費補正額7,101万9,000円が計上されていることに反対いたします。

私の方針としましては、役場職員の正職員化を目指しております。田ノ上委員長が、一般企業はアウトソーシングをやっているということですが、本町は地方自治体でありますので、一般企業ではございません。利益を追求しない。住民の安心安全を守る責務がある。これは憲法でも保

障されていますから、一般企業と同等に考えていただいたらいけないとそういうふうに思っております。町役場は町民の最後のセーフティーネットとして、町民の生活において、誰でも人並みに文化的で安心安全な生活をする……。

○議長（三角 良人）そこは違うでしょう。今まででいいです、もう。わかりました。あなたの持論はいいです。反対討論はわかりました。

賛成討論はありませんか。田ノ上君。

○議員（1番 児玉 求）途中やないですか。

○議長（三角 良人）途中じゃない、終わった、もう討論は。（「座ってください」の声あり）

○議員（6番 田ノ上 真）本議案に賛成の立場で討論させていただきます。

委員会で既に意見は尽きているんですけど、ちょっと個人名が出ましたんで、誤解を避けるためにも討論の必要を感じております。

私は、役場を収益事業にしようとするための予算とは一言も言っておりません。

○議長（三角 良人）ちょっと、賛成討論だからちゃんと、ね。

○議員（6番 田ノ上 真）誤解を招かないための討論でもあります。

○議長（三角 良人）いやいや。討論に対して答弁したらいかん。

○議員（6番 田ノ上 真）はい。重ねて申し上げますけど、そういった意味で必要な予算が割かれているものと思いますので、賛成でございます。

○議長（三角 良人）ほかに。——これで討論を終結します。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。ちょっと待って、もう一回。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人）起立多数であります。よって、議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第49号

○議長（三角 良人）日程第18、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真）議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成30年度補正予算書の10ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ30億3,097万2,000円とするものです。

事項別明細書13、14ページをお開きください。

歳入は、4款1項県補助金97万2,000円の増額で、国保制度改正に伴うシステム改修業務委託料についての特別調整交付金の追加です。

歳出です。15、16ページをお開きください。

1款1項総務管理費97万2,000円は歳入県補助金に伴う同額の補正で、平成30年8月から実施されます。高額療養費の所得区分細分化に伴うシステム改修費用でございます。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 追加の議案書になります。

議案第50号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,408万8,000円、請負者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社代表取締役、因 善嗣、契約保証の方法、契約保証金、履行保証で740万9,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成30年9月28日まで。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時41分休憩

午前11時51分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第50号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事。契約方法、指名競争入札。請負金、7,408万8,000円。請負者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因 善嗣。契約保証の方法、契約保証金。履行保証、740万9,000円。

条件といたしまして、工期は契約の効力が生じた日から平成30年9月28日までです。

請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前払い金を適用します。

今回の工事につきましては、本店の所在地が須恵町内及び糟屋郡内福岡市にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で建築工事一式のB等級以上、経営審査事項の土木の票点が660点以上の8者を指名し、5月23日に指名通知及び仕様書配付、6月7日に入札会を実施しており、落札率は96.54%となっております。

質疑でございますが、工期が9月28日になっていることから、夏休みでなしに学校の開校時でありますけれどもということでございました。工期といたしましては、夏休みに終わる予定でございますけれども、1カ月の予備ということで手直し等を考えますと1カ月の余裕を持たせてい

るとのことです。また、開校日には9月になりますと土日しか工事はしないということでございます。

建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 急であります。これ図面とか仕様書とかそういう類いのものは、文教のほうには……。

○議長（三角 良人） 全員で見に行かんやったかな、これ、現場。（「はい」「行きました」の声あり）行きましたね、はい。現場見えています。現場見えていますよ。

○議員（1番 児玉 求） そりゃ現場は見えていますけど、書類……。

○議長（三角 良人） 普通出ません。

○議員（1番 児玉 求） いや、出すべきでしょう。

○議長（三角 良人） それは後で考えましょう。

委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 先ほど説明しましたように、5月の23日に通知及び仕様書を配付、その前に図面が届いたと思いますので、6月7日に入札でございますので、建設業者におきましては図面等は届いております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） やっぱり図面、仕様書を前もって提出していただくと、十分に検討するというふうにやっていただきたいと思います。（「やっていますよ」の声あり）

平山課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） よろしいでしょうか。この議案は、工事契約議案でありまして、工事の詳細の図面等につきましては、3月の議会で現場を見て、現地も見て説明もあっていると思います。

以上です。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第50号工事請負契約の締結について

は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末機導入、模擬議会の実施について、総務建設産業委員会より上下水道関連事業について、文教厚生委員会より長期休暇中の子どもの居場所づくり事業について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第22. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成30年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時59分閉会